



1984年に誕生したCO-OP共済は、加入者の皆さんの「助け合い」の心に支えられ、
今年2014年に30周年を迎えることができ、全国で800万人を超える加入者の輪となりました。
2013年度には、日本最大級の顧客満足度調査*において生命保険部門で1位の評価をいただきました。

今後も全国の加入者の皆さんの想いをしっかりと未来につなげていけるよう、もっともっと役立つCO-OP共済を目指します。

*(公財)日本生産性本部内・サービス産業生産性協議会が発表した
「2013年度JCSI(日本版顧客満足度指数)第4回調査結果 生命保険部門」



家族みんなの基本の保障

入院や、ケガ通院などの医療保障を中心とした商品。
掛け金も手頃で、月々1,000円からのコースがあります。
家族みんなで備えておいていただきたい保障です。
*ケガ通院の保障のないコースもあります。



10年満期で手頃な掛け金

生命保障は最高3,000万円まで
お申し込みいただけます。
子育て世帯の大黒柱の保障におすすめ。
特約として入院保障やがんの保障も
つけることができます。



ずっとあい 終身生命

一生涯つづく生命保障を
ずっと変わらない掛け金で準備できます。

一生涯の生命保障



ずっとあい 終身医療

入院と手術のシンプルな保障が一生涯つづきます。
ずっと変わらない掛け金で準備できます。

一生涯の入院・手術の保障



*詳しい保障内容については、加入申込書付宣伝物をご覧ください。



共済金の請求忘れはありませんか？

CO-OP共済は、加入者同士の助け合いの心を形にしたもの。困ったときはお互いさまです。忘れずにご請求ください。

*ご加入の商品によって保障内容が異なります。



コープ共済連のホームページでは、資料請求に関するご案内もしています。<http://coopkyosai.coop> [コープ共済] 検索

契約引受団体／日本コープ共済生活協同組合連合会（《たすけあい》はご加入の生協によっては、その生協の加盟する連合会との共同引受になります）

加入者 ニュース

2014保存版

もくじ

- 2013年度CO-OP共済の事業概況.....1
- [予告]全商品の共済掛け金払込証明書等の発送時期の変更
ならびに《たすけあい》割戻金お渡し時期の変更について
(2015年より).....2
- 商品についてのお知らせ.....3
- 共済金についてよくあるご質問.....5
- 商品のご紹介.....7



CO-OP共済 キャラクター
コ-すけ

<http://coopkyosai.coop> [コープ共済] 検索

日本コープ共済生活協同組合連合会

インターネットでCO-OP共済の一部のお手続きができます！

便利な
サービス
なのだ！

インターネット 手続サービス



ご登録いただくことで、インターネットを利用して、ご契約の照会や各種お手続きを行うことができます。
ぜひご利用ください。

*《あいあい》、組合員共済「ふれあい」、「火災共済」はご利用対象外です。

// インターネット手続サービスでは
以下のお手続きができます。//

契約内容の確認

契約者変更（承継）の書類申請*

住所変更*

掛け金振替口座
変更届の書類申請*

ケガ通院共済金の
請求書類申請*

*ご契約のCO-OP共済商品により可能なお手続きが異なります。また、ご契約状況によってお取り扱いができない場合がございます。

「事前登録」の方法や詳しい内容は
コープ共済連のホームページをご覧ください。

<https://tetsuzuki.coopkyosai.coop>

[コープ共済] インターネット 検索

2013年度CO・OP共済の事業概況



CO・OP共済の2013年度決算(2013年3月21日～2014年3月20日)が確定しましたのでご報告いたします。

CO・OP共済*の加入者数・支払件数

	加入者数	共済金支払件数
	590万人	115万件
	152万人	12万件
	23万人	2万件

*万人、万件未満切捨て

*《火災共済》、《あいあい》、《新あいあい》は受託商品であるため掲載していません。

割戻について

CO・OP共済では毎年3月20日に決算を行い、剩余金の一部をご契約者に割戻金として還元させていただいています。

※対象となるのは2013年3月～2014年2月までの掛金です。

商品	ご案内事項
《たすけあい》	【2014年3月31日時点で有効な契約が対象となります】 ●ご加入のコースごとの割戻率で割り当てます。 ●支払方法は生協によって異なります。
《あいぶらす》	【2014年3月20日時点で有効な契約が対象となります】 ●満期等の契約終了日まで利息をつけてお預かりいたします(「据置割戻金」といいます)。共済期間中に「据置割戻金」の払い戻しを請求することも可能です。
《ずっとあい》	●2013年度決算に基づく割戻金はございません。

*組合員共済「ふれあい」は、掛金振替口座へお支払いします。

ユーピー共済連の支払余力比率

下記比率は、通常の予測を超えたリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断する指標のひとつです。

(2013年度)

支払余力比率	支払余力総額	リスクの合計額
1292.0%	153,863	23,817

(単位:百万円、百万円未満四捨五入)

※ユーピー共済連では厚生労働省が定めている「消費生活協同組合法施行規則ならびに施行規程」に基づいて算出しています。そのため、生命保険会社、損害保険会社のソルベンシー・マージン比率とは単純に比較できません。厚生労働省によれば、左記比率は、200%以上必要とされています。



皆さまからたくさんの声をいただいています。

2013年度は88,534件もの感謝の声が寄せられました。

長男の共済のコース変更をおすすめされるお電話の際に、ケガ等ありませんか?と言って頂いたことで共済が使えることに気付いたので、助かりました。ありがとうございます。

予告
2015年以降

全商品の共済掛金払込証明書等の発送時期の変更ならびに 《たすけあい》割戻金お渡し時期の変更について(2015年より)



来年(2015年)より、以下の変更がございますので、ご留意ください。

(2015年からの変更点)

- これまで別々にお送りしていた《たすけあい》の「割戻金のご通知」と「共済掛金払込証明書」を1つにし、9月頃の発送に変更させていただきます。
- 年末調整や確定申告などの保険料控除の際にご使用になる「共済掛金払込証明書」の発送時期は、本年(2014年)よりも1ヶ月程度早く、9月頃の発送に変更させていただきます(全商品共通)。
- CO・OP共済《たすけあい》割戻金のお渡し時期が、本年(2014年)よりも最大2ヶ月程度遅くなります。

郵送費用や事務費用の節約、また環境への配慮の観点から、上記を行い、節約した費用は、ご契約者サービスの向上に使用させていただき、ご契約者様により一層お役立ちするCO・OP共済をめざします。皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。



今年
(2014年)
↓
来年
(2015年)
以降

7月頃	10月頃
「割戻金のご通知」	「共済掛金払込証明書」

まとめて9月頃に送付

9月頃
「割戻金のご通知兼共済掛金払込証明書」

*ご迷惑をおかけいたしますが、《たすけあい》割戻金をお渡しする時期が2014年よりも遅くなります。

《あいぶらす》については、「共済掛金払込証明書および割戻金のご通知」、《ずっとあい》については「共済掛金払込証明書」を今年(2014年)は10月頃お送りしますが、来年(2015年)以降は1ヶ月程度早い、9月頃にお送りさせていただきます。

★ご契約内容や保障内容をご確認いただくために昨年お送りした「ご契約内容のお知らせ」は、郵送費用や事務費用の節約の観点から本年の発送はございません。

商品について

(全商品共通)商品改定のお知らせ

反社会的勢力対応のための規定の新設

CO·OP共済では、暴力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人(反社会的勢力)による被害を防止し、業務の適切性・健全性を確保するため、取引を含めた一切の関係遮断等の対応方針を定めています。

この取組みの一環として、2014年規約改定により、暴力団排除条項(反社会的勢力に該当すると認められる場合等は契約を解除することができる旨の規定、および契約を更新できない旨の規定)を新設しました。

*2014年9月2日以後発効する共済契約より適用します。

「リンパ節摘出術」の手術名称変更

規約上の手術のうち、「リンパ節摘出術」の名称を変更し、「リンパ節郭清術」とします。支払対象範囲には変更ありません。

共済金振込口座の限定(2014年6月末の請求受付分より)

これまで共済金の振込口座は、共済金受取人が指定する口座としていましたが、今後は「共済金受取人本人名義の口座」、もしくは「掛金振替口座」のみ、共済金をお振込みさせていただきます。

指定代理請求人からの請求による共済金振込口座の一部変更 (2014年7月の請求受付分より)

指定代理請求制度とは、共済金受取人である契約者が意思表示を行えない場合(深昏睡状態など)に、あらかじめ契約者が指定した「指定代理請求人*」が、契約者に代わって共済金請求の手続きを行う制度です。

これまで指定代理請求時の共済金の振込口座は「共済金受取人(契約者)本人名義の口座」に限定していました(《あいぶらす》がん特約を除く)。しかし、共済金受取人(契約者)本人名義の口座がない等やむを得ない事情があり、かつコープ共済連が定める一定条件を満たす場合に限り、「指定代理請求人名義の口座」をご指定いただけるようになりました。

* 指定代理請求人の指定をご希望の場合は、ご加入の生協へご連絡ください。



《あいぶらす》商品改定の予告

2015年9月以降に満期を迎える方へ 《あいぶらす》は自動更新になります。

2015年9月以降に満期を迎える契約より、満期時の取り扱いが変更になります。

満期時のお手続きをされない場合、契約は満期を迎えたコースと同一の保障内容のコース(共済期間10年)に更新されます(自動更新といいます)。詳しくは満期月の3ヶ月前にお送りする「満期時のご案内」をご確認ください。

*更新時の年齢が満70歳の場合は共済期間15年になります。更新時の年齢が満80歳の契約および一時払の契約については、自動更新の対象になりません。

*同一の保障内容でも更新時の年齢に応じた掛金となります。

ご注意いただきたいこと

手術共済金の支払方法の見直し

《たすけあい》は加入時期にかかわらず2013年9月1日以降に実施する手術より、《あいぶらす》《ずっとあい》終身医療は2013年9月2日以降に発効する契約より、悪性新生物に対する内視鏡での手術の倍率を変更し、内視鏡による手術として10倍でお支払いしています。

《あいぶらす》では2013年9月1日以前にご加入の契約についても、更新または更改後は変更後の倍率でのお支払いとなります。

《たすけあい》にご加入で、指定職業に該当する方へ

《たすけあい》指定職業*の就業に伴う原因による場合、免責事由に該当するため、共済金をお支払いすることができません。

*指定職業とは、格闘家、競馬・競輪等の職業競技者、テストドライバー等、事業細則で定める職業をいいます。詳細はご契約のしおりをご参照ください。

例	競輪選手がレース場での練習中にケガをし、その治療のため入院・通院した場合。→ 共済金はお支払いできません。
	テストドライバーが試運転中の事故によるケガで入院・通院した場合。→ 共済金はお支払いできません。

個人賠償責任保険の複数契約に関するご注意

個人賠償責任保険は、2014年9月2日より複数契約が可能になりました。複数契約した場合、支払限度額は2倍、3倍に増えますが、保険金は二重、三重に支払われず、実際の損害額以上にお支払いすることはありません。

また、複数契約のうち一部契約を解約する場合、すでに経過した期間の保険料は返金できません。

承認番号:B1414430E0077-20140409



共済金について

共済金の受取人

Q 共済金の受取人は、契約者だけですか？

A 下の表の通り、共済金の種類、契約者と被共済者の関係によって異なりますが、原則は契約者になります。ご契約の際は、右ページでご説明する課税の点から、20歳以上の方は、可能な限り契約者と被共済者を同一にされることをおすすめします。なお、死亡共済金につきましては、CO・OP共済の事業規約により死亡共済金受取人の順位が定められています（以下の表の＊印参照）が、事前に死亡共済金の受取人を指定することができます。

共済金の種類	契約者と被共済者が同じ場合	契約者と被共済者が異なる場合
死亡共済金以外の共済金	契約者	
死亡共済金 (死亡共済金受取人の指定をしていない場合)	死亡共済金受取人の順位（＊）	契約者
死亡共済金 (死亡共済金受取人の指定をしている場合)	指定した死亡共済金受取人	

（＊）死亡共済金受取人の順位 第一順位：①契約者の配偶者 第二順位以降：次の②～⑤の順

契約者と	同居している	②契約者の親族／③契約者の配偶者の親族
	同居していない	④契約者の親族／⑤契約者の配偶者の親族

※親族の範囲および順位は「1.子、2.父母、3.孫、4.祖父母、5.兄弟姉妹」です。

住所変更・口座変更等のご希望がございましたら、ご加入の生協までご連絡ください

①～⑥の事項に該当される契約者の方は、ご加入の生協までご連絡をお願いいたします。

①契約者の住所または住居表示の変更

②掛金振替口座の変更

③契約者や被共済者、ご指定された死亡共済金受取人
または指定代理請求人の氏名変更

④死亡共済金受取人または、指定代理請求人の指定または変更

⑤契約者や被共済者が別生計になるなど、世帯に変化が生じた場合

⑥ご加入の生協を脱退・変更された場合

●ご加入の生協の連絡先は同封物をご確認ください。一部のお手続きはインターネットでも受付可能です（表紙をご参照ください）。

注)商品の改定事項や契約に関する重要な事項は、共済証書に記載の住所または

変更のご連絡のあった契約者の住所に送付します。契約者の氏名、住所の変更についてご連絡されていない場合、契約引受団体に最終の通知のあった氏名、住所への送付をもって契約者に通知したものとみなします。

注)①～⑥の変更の連絡をいただけない場合、共済金請求時に共済金をお支払いできない場合やお支払いに時間がかかる場合があります。

※死亡共済金受取人または指定代理請求人をあらかじめ指定することができます。
指定されることで、共済金請求時により円滑な手続きが可能となります。

よくあるご質問

共済金の課税

Q 共済金は課税対象になるの？

A 死亡共済金は課税対象になります。重度障害共済金、入院共済金、手術共済金等の共済金は、非課税です。

■ 死亡共済金に関する課税の例

契約者 (掛金負担者)	被共済者	受取人	税金の種類
夫	夫	妻	相続税
夫	妻	夫	所得税（一時所得） ／住民税
妻	夫	子（＊）	贈与税

（＊）子を死亡共済金受取人指定した場合

※契約者は、掛金の負担者であることを前提としています。

■ 扶養者事故死亡共済金に関する課税の例（被共済者は子）

契約者 (掛金負担者)	扶養者	受取人	税金の種類
夫	夫	子	相続税
妻	夫	妻	所得税（一時所得） ／住民税

Q どんな税金の種類になるの？

A 契約者（掛金負担者）と被共済者、扶養者および共済金受取人の関係により異なります。

■ 課税対象金額算出方法

相続税	共済金受取人が法定相続人（＊）の場合	死亡共済金 - (500万円 × 法定相続人の人数)
	共済金受取人が法定相続人以外の場合	死亡共済金
所得税／住民税	(死亡共済金 - 当該共済期間の払込掛金 - 50万円) × 1/2	
	死亡共済金 - 110万円	

※所得税、住民税について、複数商品に加入されている場合、契約が複数ある場合も1人に対して1年間に最高50万円の控除です。

（＊）民法の規定により、相続人になれる人を法定相続人といいます。

●税額は他の保険金や所得、相続、贈与財産を考慮しなければ、通常、相続税が最も低くなります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください（住民税については、都道府県、市区町村にお問い合わせください）。

●契約者と被共済者が異なる契約で「被共済者が満20歳以上でご自分の収入がある場合」は、契約者と被共済者が同一となる契約にしていただく変更手続きをおすすめします。手続き方法については、ご加入の生協までお問い合わせください（被共済者が未成年である場合は除きます）。